**大阪港湾局と武漢新港管理委員会の**

**パートナーシップ港提携に関する覚書**

大阪港湾局と武漢新港管理委員会（以下「両者」という。）は、互恵関係に基づき、両者の管理する港湾（以下「両港湾」という。）間の交流を促進させ、両者の相互理解と長期的な協力関係の構築を図るため、次のとおりパートナーシップ港として提携することをここに確認する。

**第１条 提携の目的**

本覚書は、両港湾の安定的かつ持続可能な発展を共同で促進することを目的とし、両者は、本覚書に基づき、両港湾における人流、物流、航路およびその他の側面において相互協力を進め、相互利益の実現に努めることとする。

**第２条 提携事項**

　本覚書による提携事項は、義務や制限、法的拘束力を持たないこととするが、両者は、次のとおり、信義に従い誠実に取り組まなければならない。

1. 両者は、便利で良質なサービスを提供するために両港湾間の航路の開通と運営を積極的に推進する。

2. 両者は、両港湾の海運に関する情報の交換を行う。

3. 両者は、人員の交流と相互訪問の強化に努め、港湾における人材の育成に努力する。

4. その他の事項は、社会状況の変化と実際の必要性に応じて、両者の協議を経て定める。

**第３条 提携事項に関する協議**

両者は、必要に応じて、本覚書に定める提携事項について協議し定める。

**第４条 連絡窓口の設置**

両者は、定められた提携事項を着実に遂行するため、本覚書の締結後速やかに、連絡窓口となる担当者を指定し、担当者の連絡先を書面で相手側に通知する。また、当該内容に変更が生じた場合には、遅滞なく通知するものとする。

**第５条 その他**

本覚書に定めのない事項は、別途協議の上、決定するものとする。

本覚書は、両者が署名した日から効力を生ずるが、いずれか一方の当事者が本覚書による提携の終了を求める場合は、書面で相手側に通知するものとし、本覚書は、相手側がその通知を受理してから、６ヶ月後に失効する。

本覚書は日本語と中国語により２通ずつ作成し、両者がそれぞれ1通保有し、いずれも同等の効力を有するものとする。

大阪港湾局 武漢新港管理委員会

局長 主任

田中　利光 張　林

2021年12月16日、東京・武漢にて署名。